福島県知事 内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副団長 阿部裕美子

同 宮川えみ子

幹事長 宮本しづえ

政調会長 長谷部 淳

2015年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

大震災・福島原発事故から4年5カ月が経過しました。6月12日に閣議決定された改定「福島復興指針」は強引な避難指示解除と事実上の賠償打ち切りを示したもので、県は改めて全県民が被害者との立場に立ち、「福島切り捨て」を許さない強い姿勢で国・東京電力と対峙することが求められています。

一方で、東日本大震災の「月命日」にあたる8月11日に、九州電力川内原発1号機の再稼働が強行されました。被災県民の心を深く傷つけるもので許されません。日本社会は1年11ヶ月間にわたって一基の原発も稼働させずに、酷暑も厳冬も乗り切ってきました。国民の過半数が反対し電力需要もひっ迫していない中で、国・原子力規制委員会と電力会社三者の結託によって行われた今回の原発再稼働には一片の大義もありません。今月15日に桜島が噴火警戒レベル4に引き上げられましたが、川内原発1号機について九州電力はなんら対応を取らないとしており、地元を中心に不安が広がっています。二度と原子力災害を再現させないために、被災県として本県が果たす役割は特別に重要です。

安保関連法案の国会審議も重大局面を迎えています。①「戦闘地域」で行う米軍等への「後方支援」、②容易に戦闘に転化する戦乱の続く地域での自衛隊の治安活動、③日本がどこからも攻撃されていないのに集団的自衛権を発動し海外での武力行使に乗り出す―など、この法案が戦争を禁じた憲法9条を乱暴に踏みにじる「戦争法案」そのものであることが国会論戦を通じて明らかになりました。さらに、参議院安保法制特別委員会の審議で、防衛省統合幕僚監部の内部文書がわが党の小池晃議員によって示され、この文書に「ガイドライン(日米軍事協力の指針)の記載内容については、現行法制で可能なものと、平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるものがあり、ガイドラインの中では、これらが区別されることなく記載されている」「軍軍間の調整所が設置される」などと明記されていることが大問題になっています。ここには、戦争法案がガイドラインの「実行法」であり、憲法を日米同盟に従属させるものであるという危険な本質が表れています。憲法違反の戦争法案はきっぱり廃案にすべきです。

消費税が8%に引き上げられて1年余が経過し、この間景気の減速・低迷が報じられています。いまだ10万人余に及ぶ避難者の避難生活の長期化、すでに賠償や各種の支援が打ち切られた被災者の生活苦、どちらも非常に深刻です。年金をはじめとする社会保障の削減、雇用破壊など全般にわたる安倍政権の暮らし切り捨て政治は、大震災・原発事故に被災した本県においてはひときわ複雑かつ深刻に影響を及ぼしており、国の悪政から県民のくらし・命を守る広域自治体としての県の役割発揮が切に求められます。

9月定例会にあたって以下の項目について要望します。

一、戦争法案の撤回を求めることについて

圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、日本弁護士連合会などの専門家が戦争法案の違憲性を訴えています。その後この法案の本質が明らかになるにつれ、高校生、大学生などの若者を含め、さらに多くの国民が反対の意思を明確にしつつあり、県内でも弁護士、学者・研究者、若者などが行動に立ち上がっています。

今年の「長崎平和宣言」は、この法案に関し「70年前に心に刻んだ誓いが、日本国憲法の 平和の理念が、今揺らいでいるのではないかという不安と懸念が広がっています」との認識 を世界へ発しました。

- 1. 現行憲法の精神を原点とし、震災と原発事故からの復興と県勢の更なる発展に全力を尽くすとの知事の立場をつらぬき、憲法違反の安保関連法案の撤回を強く政府に求めること。
- 二、「第二原発廃炉」の実現、原発再稼働と一体の「改定福島復興指針」の見直しを (1)事故原発への対応と原発再稼働について
- 1. 国のエネルギー基本計画の見直しに関して

福島原発の事故が収束していない中で、国は 2030 年の電源構成における原発比率を 20~22%と決定し、九州電力川内原発 1 号機を再稼働させました。新たな「安全神話」の復活とも言うべきもので断じて容認できません。

- ア. 原発比率を20~22%とした電源構成案とエネルギー基本計画の撤回を国に求めること。
- イ. 川内原発1号機の再稼働について、原発事故被災県の知事として国と九州電力に対し強く抗議し、運転の即時中止を求めること。
- ウ. 福島第二原発の廃炉を国・東電に明言させること。

2. 事故収束・汚染水対策について

事故収束・廃炉をすすめることは、避難者や県民の復興にとって引き続き重要な課題です。 事故収束・放射能汚染水への抜本的な対策について以下求めます。

- ア. 汚染水漏れのトラブルが相次いでいるが、台風シーズンの到来もふまえ、来年3月を待たずに排水路の本設化を早期に行うよう強く求め、海洋への流出をさせないこと。
- イ. 地下水位の観測データや地下水の水質のデータ、地質に関する全てのデータの公表、詳細な地質状況を把握し公表するよう東電と国に求めること。

- ウ. 引き続き国が事故収束の前面に立つよう求め、現地の国機関の職員増員、原子力規制庁 の現地駐在員増員を求めること。
- エ. 廃炉安全監視協議会の位置づけと体制を抜本的に高め、県独自にデータ解析や問題提起 ができるよう、新たな専門委員会設置も含め、県として汚染水問題の解決にあたること。
- オ. 県主催の「汚染水対策シンポジウム」を企画し、東電や国の機関を招致し、汚染水問題 に関するすべての情報公開と英知の結集を求めること。
- 3. 事故収束作業の安全管理と原発労働者の保護について
- 1. 原発労働者の労災死亡事故が8月にも発生したが、徹底した事故原因の究明と再発防止、 スケジュールありきの作業工程見直しを国・東電に求めること。事故発生に伴う原発作 業員の休業補償についても徹底するよう求めること。
- 2.1日7000人にも及ぶ原発作業員の半数が経験1年未満という実態をふまえ、基礎的作業の指導強化と技術者の養成を本格的に実施するよう求めること。

(2) 避難指示解除と避難者支援の継続について

1. 避難指示解除の条件整備について

福島復興指針が改定され、全町民が避難指示を受けた自治体として初めて楢葉町の避難指示解除が予定されています。インフラや生活関連サービスの復旧が不十分なもとで、住民からは解除は時期尚早との意見も出ており、楢葉町が今後の避難指示解除の前例ともなることから、県としても特段の注意が必要です。

- ア. 避難指示解除にあたっては、前提となる住宅、病院、買い物などのインフラの整備等、 住民が納得できる条件整備を優先し、帰還の強制とならないようにすること。
- イ. 帰還しない、またはできないと選択した避難者についても、一律に支援を打ち切ること がないよう国に求めること。
- ウ. 避難指示の解除にあたっては、協議にとどまらず、住民の納得を前提とするよう強く国 に求めること。
- 2. すべての被災者の住まいの確保について
- ア. 避難指示の解除後も、全ての被災住民が安心して住める住居を確保すること。
- イ. 自主避難者への住宅提供について2017年3月で終了とせず、継続すること。
- ウ. 復興公営住宅については、帰還困難区域や居住制限区域の住民に限定せず、避難指示解 除準備区域の住民も入居できるよう、要件緩和を国に求めること。
- エ. 地震・津波被災者の住まいの再建を支援するため、岩手県のように県独自の住宅再建支援策を講じること。

(3) 除染の推進と中間貯蔵施設について

1. 元の住環境を取り戻すため、再除染が必要とされる住宅の早期のフォローアップ除染、

住宅圏にとどめない森林除染を行うよう繰り返し国に求めること。

- 2. 避難指示区域内の除染については、年間 20 ミリS v 以下を達成した後も、住民が納得できるまで徹底して行うこと。
- 3. 木戸ダムをはじめ、ため池の除染を実施し、住民に安心できる飲料水・農業用水を提供できるよう求めること。
- 4. 中間貯蔵施設については、国の加害者責任を明確にし、地権者の納得と理解のもとに行うよう国に求めること。

(4)原子力損害賠償について

- 1. 営業損害賠償の打ち切りは、地域経済にも大きな影響を及ぼすことから、避難区域外の 営業損害賠償を7月末で打ち切り、8月以降は相当因果関係を認めなければ賠償に応じ ないとしている国・東電の姿勢を改めさせること。
- 2. 精神的損害賠償について、避難区域は2018年3月以降も被害の実態に応じて継続するとともに、避難指示区域外においても、全県民を対象とするよう国、東電に求めること。

三、全国に誇れる健康長寿県をめざして

全県民が、住み慣れた地域で日常生活を営み続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活について包括的に支援する「地域包括ケアシステム」の構築は、健康長寿県の前提です。その構築にあたっては、憲法 25 条に基づく行政の責任を明確にし、住民の権利として保障する仕組みとすることが不可欠です。その際、この仕組みが病院からの追い出しや様々なサービスの利用抑制の手段とされるようなことがあってはなりません。

(1) 医療・健康増進策について

- 1. 「地域医療構想」策定にあたっては、厚労省が「あくまでも自主的な取組が基本」と強調していることに留意し、本県各医療圏の実態に即して、県民誰もが、どこに住んでいようと、必要な医療を公的保険で受けられる医療提供体制を構築するものとすること。
- 2. 国による国民健康保険事業への「被保険者1人当たり年額約5,000円の保険料負担軽減のための交付金」が、今年度から確実に被保険者の負担軽減につながるよう市町村を支援すること。
- 3. 国民健康保険は「国民皆保険の最後の砦」であることから資格証明書・短期保険証は発行せず、住民の医療を受ける権利を保障するよう、市町村を支援すること。
- 4. 将来にわたる県民の健康の維持、増進を図るため、成人向け特定健診、がん検診等の料金を原則無料とする県独自の制度を創設すること。
- 5. 建設が進む国際医療科学センターの機能が十分に発揮できるよう、人材確保、特に全県 的に不足が問題となっている看護師確保のための特別対策を取ること。

(2) 高齢者福祉、介護について

1. 市町村が「地域包括ケアシステム」を構築するにあたり、県は各種研修の充実にとどま

らず、市町村現場に入って一緒にシステム構築を進める県職員の養成と配置を検討すること。

- 2. 在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスが、市町村における高齢者のニーズと実態をふまえた高齢者福祉施策とすることが求められている。医療と介護を一括して担当する市町村の部署がないことから、県として実施主体となる市町村への支援を強化すること。
- 3. 支援を要するすべての認知症の人びとに支援策が行き届くよう、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員などの体制・人数の具体的目標値を市町村が設定して取り組めるよう、県の支援を強めること。
- 4. 地域ケア会議については、多くの要介護者が共通して抱える課題を整理し、支援困難事 例の解決策を進言する問題提起の場とできるよう、市町村を支援すること。
- 5. 生活支援サービス体制整備事業における生活支援サービスコーディネーターと協議体が、 公的責任と住民参加、住民共同にふさわしいものとして機能するよう、県としての支援 策を具体化すること。
- 6. 介護老人福祉施設を増設し特養待機者の解消を図ること。
- 7. 介護報酬のマイナス改定により事業を縮小・廃止する事業者が出ており、介護サービス の供給体制が危ぶまれる状況があるため、介護の基本報酬を直ちに元に戻すよう国に求 めること。
- 8. 「居宅介護支援費における特定事業所集中減算」が、事業所運営に及ぼす深刻な影響が 指摘されていることから、この制度の見直しを国に求めること。

四、日本一子育てしやすい福島県を作るために

(1) 経済的支援を強化すること

社会全体の貧困化が進む下で、子どもの貧困対策は法律も制定され、その具体化が切実に 求められています。保護者の経済的負担の軽減こそ優先的に取り組むべきであり、以下の諸 施策の実施を求めます。

- 1. 保育所、幼稚園の保育料無料化に向けて、県独自の取り組みを行うこと。
- 2. 認可保育所の増設で待機児童を解消し、安心して働ける条件を整備すること。
- 3. 学校給食費無料化に向けて県独自の取り組みで市町村を支援すること。
- 4. 高校、大学・専門学校生に対する給付型奨学金制度を創設すること。当面、震災特例奨学金制度の対象を全県に拡大すること。

(2) 医療施策の充実を図ること

- 1. 大きく不足している本県の産科医確保に向け、取り組みを強化すること。
- 2. 全国平均に照らしてもメンタル不全の割合が高いと指摘されている本県の妊産婦に対し、 心のケア対策を強化すること。

- (3) 大震災・原発事故被災地としての教育の充実について
- 1. 不登校児童生徒が3年連続で増加している実態を踏まえ、原因究明と個別対応を含めた 対策を強化するための体制を作ること。
- 2. 長期の避難をはじめ原発事故による多様なストレスを抱える子どもたちに対して、一人 一人の子どもに寄り添う行き届いた教育を実現するため、30 人学級を全学年で実施する こと。
- 3. スクールソーシャルワーカーを抜本的に増員し、全校配置をめざすこと。
- 4. 肥満や体力低下が懸念される子どもの健全な発達を支援するため、特別な教育支援体制を構築すること。
- 5. 学力第一主義を改め、生きる力を育てる教育を推進する立場から、全国学力調査の押しつけは行わず、県独自の学力調査は中止すること。
- 6. 学校耐震化の早期完了に向け、市町村を支援すること。
- 7. 特別支援学校の教室不足や、長距離通学の解消に向け、特別支援教育施設整備計画を抜本的に見直すこと。
- 8.18歳選挙権が実施されるにあたり、教養としての政治教育を重視するとともに、本県原発事故の教訓についても教育カリキュラムに位置づけること。

五、地域経済を担う農林水産業・中小企業の再生を

本県の基幹産業である農業、及び中小企業は、大震災・原発事故による直接被害に留まらず、今も風評被害等で大きな打撃を受け続けています。安心して再生産できる県土の基盤回復、中小業者の営業基盤の回復に向け次の施策の実施を求めます。

- 1. TPP交渉の過程で米の更なる輸入拡大が押し付けられれば、原発事故による実害・風 評被害を受け続けているわが県の農業はさらに苦境に追い込まれます。医療・雇用・食 の安全も含め、日本経済を土台から壊すTPP交渉から直ちに撤退するよう国に強く求 めること。
- 2. 県独自の抜本的な米価下落対策を講じること。
- 3. 継続する被害の実態に見合う営業損害賠償の継続を求めるとともに、避難指示区域の内外を問わず支援策を実施し、中小業者の事業継続と再建を支援すること。
- 4. 中小企業等グループ補助金事業について、来年度の継続とグループを組めない事業者も 対象とするなど柔軟な対応を国に求め、希望する事業者が該当できるように支援するこ と。
- 5. 本県漁業の試験操業拡大と本格操業に向け、県のモニタリング調査を強化するとともに、 自主検査体制の強化に向け支援すること。
- 6. 生涯派遣の不安定雇用労働者を大量に生み出す労働者派遣法の改悪中止を国に求めること。
- 7. 再生可能エネルギー推進の取り組みとして、発電量拡大とともに、大規模・集中型だけでなく、住民参加・雇用拡大につながる小規模発電施設の普及で電力の地産地消を推進

すること。

- 8. 県として省エネ住宅推進政策を進め、企業にも省エネ推進を求めること。
- 9. 温暖化防止の観点から新たな火力発電所建設は認めず、既存の発電所も石炭から天然ガスに燃料切り替えを求めること。
- 10. 特養ホームや保育所の増設、学校耐震化の促進、住宅や商店のリフォーム助成制度の創設等で、地元の中小企業に仕事を起こし地域循環型の経済政策を推進すること。

六、くらしと生業の再建で真の復興を

原発事故から5年目を迎え、被害が一層複雑化・深刻化する下で、国が強引な避難解除、一律の賠償打ち切りを強めていることは本県復興にとって大きな障害です。全県民が被害者の立場で、一人一人の暮らしと生業の再建に向け、国と東電に加害者責任を果たさせる県の姿勢が求められます。

- 1. 復興事業に関する財源は「全額国負担」を継続し、来年度以降も自治体の一部負担を導入しないよう国に強く働きかけること。
- 2. すべての被災県民の生活と生業を再建するまで、国が必要な支援を行うことを基本原則 にし、各種の復興基金について、ハード事業だけでなくソフト事業にも使える自由度の 高いものとするよう国に求めること。
- 3. 避難自治体をはじめとした公務労働者について、心身のストレス蓄積による病気の発症が大震災から4年を経て指摘されているため、早急に職員体制の増員を行うこと。また人間の復興を担う福祉・教育分野の職員についても抜本的に増員をはかること。
- 4. 国勢調査の実施を受けて、地方交付税算定で不利益が出る自治体が生じないよう、強く国に求めること。
- 5. マイナンバー制度について10月の実施中止を国に求めること。

以上